

件名	公共施設での喫煙について
受付日	令和6年9月17日
ご意見・ご提案の概要	<p>県内の小学校・中学校・高等学校の体育館など、公共施設での喫煙について、電子たばこが通常のたばこと同様に禁止されているのか教えてほしい。</p> <p>また、電子たばこの取り決めが曖昧なため、市役所に問い合わせても回答できない状況となっており、県としてしっかりとした取り決めをしてほしい。</p>
県の考え方	<p>たばこ葉を使用していない電子たばこは、健康増進法による受動喫煙防止のための規制の対象外であり、その使用について一律の定めはありませんが、施設管理者が施設独自のルールとして当該施設内での電子たばこの使用を禁止している場合には、そのルールに従い、使用されないようお願いします。</p>
担当課	健康福祉部 保健医療課